

# 平成 26 年第 2 回定例会代表質問

私は、民主党渋谷区議団を代表し、区長・教育長に質問いたします。  
まず、特別養護老人ホームについてであります。

## 1. 高齢者対策について

### (1) 特別養護老人ホームについて

警察庁によると、2013年の1年間に認知症が原因で徘徊（はいかい）し、行方不明になったとして、警察に届け出があった人の数は、全国で1万322人に上り、うち151人の所在が判明しておらず、又、警察に保護されたものの住所や名前などの身元がわからない人は、本年5月末時点で13人に上ることがわかりました。

今後、警察は身元不明の遺体と認知症による行方不明者の照合を行うシステムを活用し、髪の毛や所持品などからも身元を検索できるよう対応していくということです。

本年6月5日には、18年前に埼玉県狭山市の路上で保護され、身元不明のまま同市内の特別養護老人ホームで暮らす認知症の男性が、渋谷区の方であったことが判明いたしました。親族の話によると、1人で散歩に出掛けたまま帰ってこなかった、と説明しており、認知症による徘徊の問題が浮き彫りになっています。

渋谷区では、認知症施策推進5ヶ年計画（オレンジプラン）に基づき、認知症については「早期診断が早期対応につながる」ことから、要支援の段階以前の方も含めてケアを行っているところです。

しかし、どんなにがんばっても、在宅での介護には限界があり、本人及び家族を救うための最後のとりでとなる特別養護老人ホームですが、厚生労働省は、昨年9月に開かれた社会保障審議会介護保険部会で、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定することを提案しました。

入所を希望しながらも、在宅での生活を余儀なくされている高齢者に配慮し、「要介護者を支える施設」として、機能の重点化を図っていくのが狙いです。

渋谷区では、昨年は681人が入所申込を行い、そのうち在宅で待機している要介護4の人の数は73人・要介護5の人の数は40人で、待機者の16.6%に該当します。

又、昨年の新規入所者数は、257人で、そのうち要介護1・2の人の数は、17人となっており、その割合は約6.6%と低い数値となっております。

この数値から、要介護4、5でありながらも自宅待機をしている方がいらっしゃるものの、新規入所者は、要介護度のより高い方から入所していることがわかります。

既存の入所者の利用は継続しながらも、新規の入所者を限定していくのが厚生労働省の提案ですが、入所している要介護1・2の方の入所理由は、介護者不在、介護困難、住居問題、認知症のBPSDなどとなっており、一概に要介護度の低い方を在宅にする事でも

きないと思います。

こうした状況下で、審議会の中では、入所判定基準に基づき、各施設の平均要介護度も重度化している、今後も事業者の主体性に任せるべきだと、入所者を限定することは問題であるという認識もあります。

どなたを優先して入所していただくことが、ベストの判断なのか、苦慮するところであります。

さて、昨年の4月には、定員80名の特別養護老人ホーム杜の風・上原が開設されました。その中で3床から5床については、ベッドシェアリングと言う方法で、およそ3ヶ月ごとに自宅と施設の生活を繰り返すことによって、最終的には、自宅で生活ができるようになっていただくという制度が取り入れられています。

この制度の利用者は6人から10人で、新しい試みとして期待が寄せられています。

国の方針が毎年変更されて行く中、民間事業者と区がアイデアを出し合いながら、地域住民のニーズに即した施設運営を行ってきましたが、**今後の特別養護老人ホーム運営の考え方について区長に伺います。**

## (2) 成年後見制度について

平成12年に施行された成年後見制度ですが、14年間でこの制度は、多くの方々に普及し、利用が進んできています。一方で課題も多く見られました。

後見人となった親族による被後見人の財産の着服が問題となったことにより、平成23年4月には後見制度支援信託制度が導入され、後見人不足が課題となったことから平成24年4月には市民後見人の育成が努力義務化され、又、投票権を失っていた被後見人の権利回復のため、平成25年6月30日には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されました。

厚生労働省は、この制度を高齢者・障害者を守る重要なものと位置づけ、一つ一つ制度自体の不備と問題点を解決しながら、今に至っていると思います。

通常であれば、親族が申立を行うところですが、区長が申立を行うケースもあります。

親族がいないか、不明である場合、親族がいても音信不通や申立を拒否したり、虐待を行っている場合です。そのような場合、これらの方々の保護の必要性について、迅速かつ的確に情報を入手することができ、本人の利益の保護のために申立権を適切に行使できる機関として、区長が申立を行うことができます。

渋谷区では、直近の6年間では44人の方に対し、区長申立により、後見人の手配をしてまいりましたが、まず、**どのようなケースが多かったのでしょうか？**

**又、虐待による申立はあったのでしょうか？**

今の成年後見制度は、まだまだ課題が残されています。

後見人の職務範囲は、あくまで被後見人の財産管理と契約などの法律行為に限られており、その範囲外と解釈される死後事務や手術等の医療行為の判断がグレーゾーンとなってしま

っています。

死亡者については、行旅（こうりょ）死亡人扱いとなったり、医療行為については、本来であれば同意者がいない場合には、医師は手術を行えませんが、緊急を要する場合には、医師の裁量で手術が行われるケースもあると聞いています。

**本来であれば、グリーゾーンを残さず、国が法整備を行うべきと考えますが、今後、区としては、どう対応すべきと考えますか？区長に伺います。**

## 2. 教育と生涯学習について

### (1) 循環型社会について

文部科学省は、平成 24 年 3 月、スポーツ基本法の規定に基づき、「スポーツ基本計画」を策定し、これを今後の日本のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けました。

スポーツ基本計画は、10 年間程度を見通した基本方針を定めるとともに、平成 24 年度から概ね 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化しています。

その中で、スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進と言う項目があり、国及び地方公共団体は、トップスポーツと地域におけるスポーツの人材循環を創出するため、地域におけるスポーツ活動の中から潜在的能力のある次世代アスリートを戦略的に発掘・育成する体制を整備するとともに、将来的には、育成されたアスリートが総合型クラブ等において優れた地域のスポーツ指導者となり、自身が有する技術や経験、人間的な魅力をジュニアの育成や地域貢献等に還元し、合わせて自らの指導者としてのスキルアップを図ると言う流れを作り出すことにより人材の好循環のサイクルを確立するとされています。

渋谷区にある岸記念体育会館には、日本テニス協会、日本ホッケー協会、日本レスリング協会など多くのスポーツ関連協会があり、今後こういった団体と手を組んで、スポーツ推進計画を策定し、循環型社会を作っていくことが必要ではないかと思いますが教育長のご所見を伺います。

### (2) 子どもの個性と才能について

さて、才能発掘はスポーツだけに限ったことではありません。オリンピックと名のつくものには、算数オリンピックや生物学、地学などのオリンピックもあります。

多くの保護者の方が、子どもの才能を見つけそれをのばし、幸せな人生を送らせてあげたいと思っています。

実際、どのような才能があるのか分からなくても、心のどこかで「きつうちの子は天才だ」と考えているかもしれません。自分の子どもの可能性を信じる姿は、とても美しいと

思います。

それでは、才能とは何かという事ですが、運動会のかげっこで優勝した、絵画展で入賞した、ピアノコンクールで優勝したなど目に見えて分かりやすいものもあれば、片付けがじょうず、前の日に必ず翌日の授業の準備ができるなど、普段のちょっとした生活の中で、気づくことのできるものもあると思います。

学校は、文部科学省からきたカリキュラムなどに基づき、学年別に学力、体力をつけるほか、子どもの個性や才能を伸ばす機関でもあり、渋谷区でも多種多様の努力を重ねてこられたと思います。

学校にいる時間に、家庭では見せない子どもたちの顔があるかもしれません。

先生方の観察力で保護者と子どもの架け橋となり、保護者の方が子どもの気づかなかった才能に気づくこともあるかもしれません。

**さて、子どもたちが自分の良いところを理解しそれを生かし、幸せな人生を送っていくために、今、渋谷区で取り組んでいる子ども達の才能と個性を伸ばす取組とその考え方について教育長に伺います。**

### (3) ICT (情報通信技術) 活用と生涯学習について

パソコンや携帯電話の普及で世の中の仕組みは大きく変わってまいりました。

パソコンや携帯電話を開けば、たくさんの情報を得ることができ、買い物ひとつとっても、手軽に特産品などのお取り寄せもできるようになりました。

学校教育において、文部科学省は、総務省と連携し、1人1台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境の下で、ICTを効果的に活用して、子供たちが主体的に学習する「新たな学び」を創造するための「学びのイノベーション事業」を実施してまいりました。

さて、学校に限らず、文部科学省は、生涯学習においてもICTの活用を推進しています。

高齢者の方々に、インターネットを日常生活の中で活用するための基本的な能力や知識を身に付けていただき、楽しみながらインターネットを活用し、より快適な生活を送れる力を身に付けていただくことが目的です。

渋谷区では、高齢者の生涯学習の推進として、シニアいきいき大学があります。

教養・文化講座では、俳句やコーラス・日本民謡・英会話があり、趣味の講座としては、カラオケやフラダンスなどが行われています。

特に、パソコン教室は予約がとれないぐらいの人気の、先生の教え方がじょうずでわかりやすいと高い評価を受けています。高齢者の方々がパソコンを駆使して、メールができるようになったり、インターネットショッピングができるようになったり、調べものができるようになったり、できることが増える事は、若さへのつながりにもなると思います。

さて、この高い評価を受けているパソコン教室ですが、その場ではとても良く分かって、とても楽しいのだが、家に帰っていき自分でやってみようとするのを忘れてしまっている、

DVDなどで学んだことを復習できるような取組ができないだろうかと言うお声をいただいています。DVDなどを活用する事で、予約の取れない方にも貸出し、予約を待っていただく間、自宅学習をしていただいたり、授業を休んでしまった方への補講のツールとしても活用できるのではないかと思います、区長に伺います。

### 3. 寄付制度について

2020年の東京でのオリンピック・パラリンピック開催が決定し、多数の議員が町のありかたなどについて質問をしました。

先日、都市環境委員会で、千駄ヶ谷駅前の公衆便所の視察にまいりましたが、千駄ヶ谷駅前は、国立競技場につながる駅にもかかわらず、出入口が小さく、人があふれかえることは必至で、老朽化した公衆便所をどのようにしていくのか、案内板はどのようにしていくのか、道路の整備はどうするのかなど、やらなければならないことが山積しているように感じました。

今後、渋谷区でも計画的にまちづくりを行い、必要な場所に必要な整備を進めていくと思いますが、そのためには財源確保も必要になってくると思います。

さて、そのような中、財政的な負担の軽減と、オリンピックへの参加促進のため、寄付制度を活用してはいかがでしょうか？

ふるさと納税制度の発足で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されるようになり、この寄付制度を活用する方が多くなっています。

名称はふるさととついていますが、自分のふるさとだけに寄付ができるわけではなく、どの自治体にも寄付ができ、その資金を活用してほしいという思いで寄付をする方がいる一方で、各自治体がこの寄付制度を活用して、お礼として特産品を贈呈することも多く、その特産品目当てで、寄付をする方もいらっしゃると思います。

平成25年度は、渋谷区民の方々が他の地域に総額で約5000万円を寄付し、寄付金控除の適用を受けています。

一方、渋谷区に対する個人からの寄付は約150万円余となっており、他の地域にお金が出てしまっていることが伺えます。

さて、渋谷区では、残念ながら特産品と言えるものが見当たらないのですが、オリンピックのためとはいえ、ただ、寄付を募るのでは、資金は集まらないと思います。

以前、私は、ニコラテスラの銅像を建てる活動に参加しました。

その銅像の裏には、寄付者の名前が刻まれています。

子どもをお持ちの方は、子どもの名前を銅像に残してあげたいという思いで寄付をしてくださいました。

寄付者が直接物を得る形ではありませんが、心に残る記念植樹や記念碑、タイムカプセル

などの方法もあるかもしれません。

しかし、目的はあくまでも施設整備と参加型オリンピックのための寄付ですので、多額の費用がかかっては意味がありません。

そこで、区庁舎建替えも踏まえて、寄付者の方々の名前を記録として残せるようなオリンピックを記念するものを企画し、多くの方々とオリンピックを作っていくのはいかがでしょうか？区長のご所見を伺います。

#### 4. バリアフリーについて

現在、少子化が進み歩道橋を使う子供が減る一方で、バリアフリーの流れで歩道橋が高齢者や障害者にとってのバリアとなってきたため、東京都では、歩道橋の撤去を加速させています。

歩道橋が街の景観を損ねているとして、地域住民が撤去を求める例も多く、利用者の減った歩道橋は、基本的に撤去を進めるとし、歩道橋が撤去された地元住民からは、通りがすっきりした、道幅が広くなり通りやすくなったなどの声がよせられています。

又、一方では、歩道橋を撤去し、横断歩道を作った場合、交通渋滞が増える可能性もあります。結果として、排ガスや騒音による周辺住民への影響や、ガソリンの消費量の増加により CO2 削減と言う目標から一歩後退することも考えられます。

しかし、段差が高齢者・障害者にとってバリアなのは確かで、高齢化社会の進む中、歩道橋が減るのは時代の流れであり、歩道橋撤去後の信号の整備や、交通量の特に多いところでは歩道橋へのエレベーターの設置は、歩行者が安全に道路を渡るためには、バリアフリー法の趣旨も踏まえて、関係機関と調整しながら、総合的計画的に実施しなければならぬものと考えます。

又、渋谷区では、橋梁長寿命化修繕計画も公表されており、修繕なのか撤去なのかを調査検証し、今後の歩道橋対策を決定されていくかと思いますが、その計画と考え方を区長に伺います。

#### 5. 契約について

公有地を購入する場合、一般の不動産売買とは異なり、仲介業者が介入することは少ないと伺っています。

個人や法人における一般の不動産売買であれば、大半が宅地建物取引主任者が仲介業者として、宅建業法に基づき、権利関係、用地測量、障害物の調査、法令上の制限など、ことこまかに決められている不動産に関する調査項目に基づき調査を行い、トラブルなどが起きないように契約を行います。公有地の売買に関しては、各自治体によって取り扱いが様々です。自治体によっては、事業用地取得事務規則があり、その中に調査項目が列挙さ

れていたり、価格に関して審議を行う第三者による審議会が設置されたりしています。  
現在、渋谷区では、規則や第三者による審議会が存在しませんが、公有地取得の際の事前調査は、どのように行われているのでしょうか？

又、契約の透明性の確保と危機管理の面から、今後、規則や審議会が必要ではないかと考えますが、区長のご所見を伺います。

以上ご答弁よろしくお願ひ致します。

## 再質問

区長、教育長に丁寧なご答弁をいただきました。

### 1. 成年後見制度については、

成年後見制度については、本日の新聞で昨年の首長申請が全体の 14.7%にのぼり、次に次ぎ第2位となったと掲載されていました。

一人暮らしの高齢者や親族がいても介護放棄や虐待などが要因ですが、是非今後も迅速かつ適切な対応をお願いいたします。これは、意見です。

### 2 循環型社会について

#### (やる場合)

スポーツ推進計画の指針となるスポーツ基本計画ですが、取り組む施策として7項目をあげています。

今回質問いたしました循環型社会についてはその一つですが、トップスポーツ、住民が楽しむ地域スポーツ、学校の体育はそれぞれ別々の目的があり、その連携が不十分でした。

また、アスリート自身も現役引退後の行く場について不安を抱えていました。

トップアスリートのキャリアを次世代に引き継げぬまま埋もれていってしまうと言う損失があり、この循環型社会の形成により、そうした問題の解決になればいいと思います。

**今、教育長の考えをお伺いいたしましたが、スポーツ推進計画を作成するにあたり実効性のあるものとするには何が大事とお考えか教育長に再質問します。**

#### (やらない場合)

スポーツ推進計画の指針となるスポーツ基本計画ですが、取り組む施策として7項目をあげています。

今回質問いたしました循環型社会についてはその一つですが、トップスポーツ、住民が楽しむ地域スポーツ、学校の体育はそれぞれ別々の目的があり、その連携が不十分でした。



また、アスリート自身も現役引退後の行く場について不安を抱えていました。

トップアスリートのキャリアを次世代に引き継げぬまま埋もれていってしまうと言う損失があり、この循環型社会の育成はそうした問題の解決になるのではないかと思います。

今、教育長の考えをお伺いいたしましたが、せっかくスポーツ基本法ができ、スポーツ基本計画が作成され、国がようやくスポーツに目をむけはじめています。ようやく横断的な取組ができるころまで来ていますので、是非検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか？再質問いたします。

### 3 シニアいきいき大学について

#### (やる)

シニアいきいき大学については、DVDの活用は少ない予算で大きな成果がでると思います。今、専門学校や予備校ではDVDによる授業が当たり前で、時間に拘束されることなくいつでも授業を受講できたり、インターネットで授業を見ることができたりしています。民間とのすみわけと言う問題もあるかとは思いますが、便利なツールをじょうずに活用していただきたいと思います。早い時期の対応をお願い致します。これは意見です。

#### (やらない)

シニアいきいき大学については、DVDの活用は少ない予算で大きな成果がでると思います。今、専門学校や予備校ではDVDによる授業が当たり前で、時間に拘束されることなくいつでも授業を受講できたり、インターネットで授業を見ることができたりしています。民間とのすみわけと言う問題もあるかとは思いますが、便利なツールをじょうずに活用していただきたいと思いますがいかがでしょうか？再質問いたします。

### 4 寄付制度については

#### (やらない)

寄付制度についてやってみなければ寄付が集まるか集まらないかはわかりませんが、皆で参加してオリンピックを作り上げていく、そのような楽しみ方があったらいいと思います。めったにあることではありませんので、是非、ご検討をお願いします。これは意見です。

### 5 契約について

(やらない)

契約について規則も審議会も作らないとの事ですが、区民共通の財産を購入するものでありますので、透明性が重要だと思います。どのような項目で調査は行われたことかを、お示しできる状況にしておくことが大事ではないかと思いますがいかがでしょうか？区長に再質問を致します。

1. 高齢者対策について

(1) 特別養護老人ホームについて (区長)

(2) 成年後見制度について (区長)

2. 教育と生涯学習について

(1) 循環型社会について (教育長)

(2) 子どもの個性と才能について (教育長)

(3) ICT活用と生涯学習について (区長)

3. 寄付制度について (区長)

4. バリアフリーについて (区長)

5. 契約について (区長)

## 再々質問

区長、教育長ご答弁をありがとうございました。

渋谷区は、健康日本一をめざすということで、横断的な対策を始めており、それを実現するためにも横断的なスポーツ推進は大切な事業だと思います。

又、契約の透明性を確保することは、区の危機管理にもつながることだと思います。

先日、東京都が建設に関わる方の人手不足と材料費の高騰を理由に、オリンピック施設の予定の変更を公表しましたが、時代は日々流れていますので、必要なところは状況に応じ適切に変更することも必要と思いますが、区の事業も例外ではなく、日々の動向を見据え検証し決定していくことが大切だと認識しています。

今後も、民主党渋谷区議団は、日々の動向をしっかりと見据え努力を重ね仕事をしてまいりますことをお約束して、私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。